

## 第 7 期介護保険料について

### 1 介護保険料の算出方法

平成30年度から平成32年度までの3年間の介護保険の被保険者数の推計、認定者数の推計及び施設整備の計画等から、介護保険サービスの給付費と地域支援事業費の見込み量を算出します。

そこから、介護保険料の必要額を割り出し、介護保険料基準額を算出しました。

### 2 介護保険料算出において影響した事項

#### (1) 増額要因

ア 高齢者の増加見込みによるサービス利用量の増加

イ 介護給付費及び地域支援事業費に対する第1号被保険者の負担割合の増加（22%から23%に変更）

ウ 平成30年度介護報酬の増額改定

詳細は示されていませんが、介護報酬改定率は、0.54%増と示されています。

エ 消費税引き上げに伴う介護報酬改定

平成31年10月に、消費税の引上げ（8%→10%）が予定されています。それに伴い介護報酬が改定されると予測されます。

平成31年度 約 0.2%

平成32年度 約 0.4%

オ 処遇改善に伴う介護報酬改定

平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」においては、公費1,000億円程度を投じた処遇改善を行うとされおり、この処遇改善については報酬改定において対応し、平成31年10月から実施するとされています。

平成31年度 約 1%

平成32年度 約 2%

#### (2) 減額要因

利用者負担割合の見直し（平成30年度8月から現役並み所得のある方を3割負担とする。）

#### (3) 介護保険財政調整基金の取崩

### 3 第7期介護保険料の改定内容

(1) 保険料基準額の月額を「5,500円」から「6,200円」に改正

(2) 国の改正に合わせて基準所得金額を変更

基準所得金額	改正前	改正後
第7段階と第8段階を区分する基準所得金額	190万円	200万円
第8段階と第9段階を区分する基準所得金額	290万円	300万円

(3) 第5期保険料から市独自で設定していた所得の高い方の保険料負担割合を見直す。

国の基準			第6期 市の基準			第7期 市の基準		
段階	本人の 合計所得金額	掛け率	段階	本人の 合計所得金額	掛け率	段階	本人の 合計所得金額	掛け率
9	300万円以上	1.7	9	290万円以上 400万円未満	1.7	9	300万円以上 400万円未満	1.7
			10	400万円以上	1.75	10	400万円以上 600万円未満	1.8
						11	600万円以上	2.0

介護保険料改正案

第7期（平成30年度～32年度）基準月額（案） 6,200円 （改定前 5,500円）

保険料段階	対象者		第6期		第7期	
			掛け率	月額 (年額)	掛け率	月額 (年額)
第1段階	市民税 非課税世帯	生活保護受給者又は本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.45	2,475 (29,700)	0.45	2,790 (33,400)
第2段階		本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	0.75	4,125 (49,500)	0.75	4,650 (55,800)
第3段階		本人の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	0.75	4,125 (49,500)	0.75	4,650 (55,800)
第4段階	市民税 本人非課税  市民税 課税世帯	本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	4,950 (59,400)	0.9	5,580 (66,900)
第5段階		本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人	基準額	5,500 (66,000)	基準額	6,200 (74,400)
第6段階		本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	6,600 (79,200)	1.2	7,440 (89,200)
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上190万未満の人	1.3	7,150 (85,800)		
		本人の合計所得金額が120万円以上200万未満の人			1.3	8,060 (96,700)
第8段階		本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.5	8,250 (99,000)		
		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人			1.5	9,300 (111,600)
第9段階		本人の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.7	9,350 (112,200)		
		本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人			1.7	10,540 (126,400)
第10段階		本人の合計所得金額が400万円以上の人	1.75	9,625 (115,500)		
		本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人			1.8	11,160 (133,900)
第11段階	本人の合計所得金額が600万円以上の人			2	12,400 (148,800)	